

## 北海道バレーボール協会旅費規程

(目的)

第1条 本会の会議及び競技会並びに日本バレーボール協会が召集する会議等に出席する旅費等の支給については、この規程に定めるところとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、市内交通費、航空賃、宿泊料、宿泊日当とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は実態に沿って計算する。

2 道内旅費は、鉄道・都市間バス・自家用車使用運賃と市内交通費とし、道外旅費は、航空賃と空港までの鉄道・都市間バス・自家用車使用運賃と市内交通費とする。

3 片道50kmを超える鉄道運賃は特急料を支給するが、JR等の特別企画乗車券等の利用に努める。

4 自家用車使用には、自宅から会場まで一般道の全行程を計測し1km単位に切り上げ、1km当たり20円を乗じた車賃と市内交通費を支給する。

5 自家用車使用時の同乗者には、市内交通費を支給する。

6 市内交通費は、一律1,000円とする。

7 航空賃は、割引運賃の利用に努める。

8 宿泊を伴う場合は、宿泊料を支給するものとし、宿泊料は10,000円を上限とする。ただし、宿泊場所が定められている場合の宿泊料はその実費とする。

9 宿泊日当は一夜につき、道内で1,500円、道外で3,000円支給する。

(その他)

第4条 専門委員会が召集する会議等についてもこの規程を適用する。

2 旅費は重複して支給を受けることはできない。

3 この規程に拠らない支給には、理事長の許可を受ける。

改正経過

平成23年3月19日一部改正（日当を廃止）

附則

この規程は、平成25年5月25日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。